

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

市町村名 (市町村コード)	柳井市 (352128)
地域名 (地域内農業集落名)	伊陸 (上長野、下長野、木部、錦、大畑、福井、勝地、北畑、宗兼、中村、奥畑、門前、泉、東宮ヶ原、西宮ヶ原、沖、恵下、平松、久可地、松山、丸山、塩田地、杉原、藤ノ木、小林、上大の口、中大の口、下大の口、大迫、南山、上竹常、下竹常)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (計5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は典型的な中山間地域であり、基盤整備済みの農地を中心に担い手(認定農業者:14、認定新規就農者:2)へ農地集積は進んでいるものの、集落営農の発展形として設立された農事組合法人(8法人)は、比較的経営面積が小規模な法人が多い。また、法人内メンバーの高齢化が進んでおり、後継者の確保が十分ではない。株式会社(4社)及び有限会社(1社)タイプの農業法人については、もともと経営者層が若手であったり、すでに後継者が確保されているため、今後、さらなる規模拡大が見込まれる。しかしながら、農地所有者からの希望に逐次応じるかたちで農地集積を進めてきたことにより、経営耕地が散在しており生産性向上を阻害する要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業に関しては、農業法人の経営規模をより一層拡大し経営の安定化を図ることで、新規就業者の確保につなげる。また、法人の経営規模拡大に際して、個人農家の離農等に伴い農地を集積していく一方で、法人合併、基幹作業の受委託や粃摺・乾燥調製の作業集積による連携を図り、地域全体で生産性の向上を目指す。施設園芸については、引き続きイチゴや花き類の栽培を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	510 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	420 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	90 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
利用権の更新時などを期に、農林振興公社とともに農地所有者や現行の耕作者などと事前調整を行い、モザイク状に散在している各担い手法人の経営耕地の連担化・集団化を図られるよう誘導する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、事業実施中のほ場整備事業の換地処分が完了すれば、今後予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者及び担い手法人への新規就業者の確保を最重要課題として、その受け入れ体制について関係機関と地元農業者等との間で日頃から情報共有を図っておく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内に大規模に農作業受託を専業とする農業法人があるので、水稻(WCS含む)の直播とドローン防除・施肥を中心に積極的に作業受委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--